伊東市地域防災計画

風水害対策編

令和５年度修正

伊 東 市 防 災 会 議

風　水　害　対　策　編

風水害対策編　　目　　次

第１章　総　論

第１節　計画作成の主旨　Ｉ－１

第２節　予想される災害　Ｉ－１

第２章　災害予防計画

第１節　総則　Ⅱ－１

第２節　土砂災害防除計画　Ⅱ－１

第３節　洪水予防計画　Ⅱ－４

第４節　海岸保全災害防除計画　Ⅱ－５

第５節　港湾漁港保全災害防除計画　Ⅱ－５

第６節　山地災害防除計画　Ⅱ－５

第７節　林道災害防除計画　Ⅱ－６

第８節　農地災害防除計画　Ⅱ－６

第９節　倒木被害防除計画　Ⅱ－６

第１０節　盛土災害防除計画　Ⅱ－６

第１１節　避難情報の事前準備計画　Ⅱ－６

第１２節　避難誘導体制の整備計画　Ⅱ－７

第１３節　防災知識の普及計画　Ⅱ－８

第１４節　自主防災活動　Ⅱ－８

第３章　災害応急対策計画

第１節　総則　Ⅲ－１

第２節　組織計画　Ⅲ－１

第３節　情報収集・伝達　Ⅲ－１

第４節　広報活動　Ⅲ－１

第５節　水防計画　Ⅲ－１

第６節　水防に関する予警報　Ⅲ－１

第１章　総論

第１章　　総　　論

第１節　　計画作成の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、市民及び一時滞在者等の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るために、伊東市及び防災機関が行うべき風水害対策の大綱を定めるものとする。

この計画は、以下の章から構成する。なお、復旧・復興対策については、「共通対策編」第４章「災害復旧計画」によるものとする。

章	記載内容
第１章　総論	計画の主旨、構成、予想される災害
第２章　災害予防計画	総則、土砂災害防除計画、洪水予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第３章　災害応急対策計画	総則、組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、水防に関する予警報

第２節　　予想される災害

１　風水害

市内の主要河川は、奥野ダムの完成や治水工事等が進み、水害による大災害の危険は次第に少なくなってきている。

しかし、災害はあくまでも予期、予想されない事態によって起こるものであって、分譲地等リゾート開発の進展につれ、中小河川での新しい災害の発生も予想される。

季節的には、梅雨時に前線活動がしばしば活発になり、大雨又は局地的な豪雨に見舞われることがある。これは雨量３０㎜/h 以上になると一部中小河川での氾濫が起き始める。

２００４年には台風２２号により死傷者や家屋被害など甚大な被害が発生したほか、最近では２０１９年に台風１５号(令和元年房総半島台風)が伊豆半島に接近し、本市でも大規模停電及び池地区では冠水被害が発生した。

２　高潮、高波

本市は、相模湾に面した長い海岸線をもっているため、近年港湾や海岸整備が進められてきたが、新たな開発等により台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい状況が生まれてきている。

３　地すべり、山崩れ等

本市は土砂災害警戒区域が３６９箇所(急傾斜地２６０箇所、土石流１０７箇所、地滑り２箇所)もあり、大雨や地震時に相当の被害が予想される。

本市全域の山地及び斜面（砂防指定地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては大雨・地震により斜面の崩壊、山崩れ等が起こり易く、家屋の埋没・倒壊・流出、道路決壊・途絶等の被害が予想される。

第２章　　災害予防計画

第２章　　災害予防計画

第１節　総則

１　趣旨

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

（１）　市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨に伴う洪水や土砂災害のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

（２）　市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

（３）　市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

（４）　市、建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第２節　　土砂災害防除計画

１　砂防事業

県は土石流対策として砂防堰堤工事を促進する。

２　地すべり対策事業

県は地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行う

３　急傾斜地崩壊対策事業

（１）　県は急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進する。

（２）　県は危険区域の崩壊防止対策事業の促進を図る。

（３）　市及び県は警戒区域の設定並びに避難体制の確立に努める。

４　土砂災害のソフト対策

市は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）の定めにより指定された土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制の整備を図る。

なお、詳細については資料編の「土砂災害（特別）警戒区域指定状況一覧表」に定める。

また、指定される見込みのある区域についても、警戒避難体制の整備を図るよう努める。

（１）　土砂災害に関する情報の受信及び収集

市は、県と静岡地方気象台共同で発表する「土砂災害警戒情報」が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときには、あらゆる機関の情報等を収集し、市が収集した情報や土砂災害が発生した現地状況に関する情報等について、県等の関係機関と共有することに努める。

（２）　土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

市は、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂キキクル危険度分布情報及び市が収集した情報（以下「土砂災害警戒情報等」という。）を活用するなどして、市民等が災害応急対策を適切に行えるように、土砂災害の警戒に関する情報等を必要に応じて伝達する。

また、市は、土砂災害警戒情報等が発表された場合、土砂災害警戒区域等に対し、市の定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に従って、避難情報を発令する。

発令判断基準及び立ち退き避難が必要な市民等に求める行動は下記表のとおりとする。

なお、市民に求める行動については、洪水等及び高潮についても当てはまるものとする。

避難情報の発令判断基準

発令情報	発令判断基準
警戒レベル３ 高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂キキクルで「警戒（赤）」となった場合
	数時間後に当該地域居住者が設定した避難経路が事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
	警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
警戒レベル４ 避難指示	土砂災害警戒情報が発表された場合
	土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合
	警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル５ 緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
	土砂災害の発生が確認された場合

避難情報により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

発令情報	立ち退き避難が必要な市民等に求める行動
警戒レベル３ 高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。また、高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の市民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

警戒レベル４ 避難指示	市民等は危険な場所から全員避難する必要がある。 「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認した上で自らの判断で「屋内安全確保」とすることも可能である。
警戒レベル５ 緊急安全確保	居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。 ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル３「高齢者等避難」や警戒レベル４「避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

（３）　土砂災害警戒区域内における高齢者等要配慮者が利用する施設への土砂災害に関する情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報等が発表されるなど大雨により当該施設の土砂災害発生の危険度が高まったときには、土砂災害の警戒に関する情報等を伝達する。

（４）　土砂災害ハザードマップ及び土砂災害危険箇所図等の配布、土砂災害危険箇所表示板による情報提供及びインターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等

（５）　土砂災害警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上での必要事項などを市民に周知させるための印刷物の配布

（６）　降雨の状況や危険情報を市と市民が通報しあうシステムの構築

５　要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

市防災会議は土砂災害（特別）警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称及び所在地、当該施設の管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について伊東市地域防災計画資料編「土砂災害（特別）警戒区域指定状況一覧」に定めるものとする。

上記に定められた要配慮者利用施設（以下同節内「要配慮者利用施設」という。）は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

（１）　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。なお、当該計画を作成及び変更したきは、遅滞なく市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（２）　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。なお訓練を実施したときは、

遅滞なく市長に報告しなければならない。

また、市長は、訓練内容について、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言等をすることができる。

（３） 市及び県は、要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

６　土砂災害に対する防災訓練の実施

市は、県と連携して「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

７　事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第３節　　洪水予防計画

１　整備計画

（１） 治水安全度の低い河川の改修工事を促進する。

（２） 二級河川については、未改修区間の改修、局部改良工事の促進を県に要請する。

（３） 準用河川等についても、未改修区間の改修を進める。

（４） 奥野ダムの放流については、奥野ダム操作規則に定めるところによる。

２　水害のソフト対策

本市の二級河川伊東大川については、洪水浸水想定区域が定められている。

（１） 水位情報等の伝達方法は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」による。

（２） 避難所及び避難路に関する事項は、ハザードマップに記載する。

（３） 避難訓練に関する事項は、共通対策編　第２章災害予防計画　第１２節「防災訓練」に定めるところによる。

（４） 伊東大川の河川管理者である県は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進していることから、市はこれに協力する。

３　洪水浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

市防災会議は洪水浸水想定区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、施設の名称及び所在地、当該施設の管理者及び自衛水防組織の構成員に対する水位情報等の伝達方法について伊東市地域防災計画資料編「伊東市洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」に定めるものとする。

上記に定められた要配慮者利用施設（以下同節内「要配慮者利用施設」という。）は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

（１） 伊東市洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。なお当該計画を作成又は変更したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（２）　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。なお訓練を実施したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

また、市長は、訓練内容について、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な助言等をすることができる。

（３）　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

（４）　市及び県は，要配慮者利用施設の避難の確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（５）　事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性及び被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

４　連携体制の構築

市は水災に対し、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市等に加え、公共交通機関、メディア関係者、ダム管理者等の集水域を含めた流域のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第４節　　海岸保全災害防除計画

１　防波堤等の建設

（１）　海岸線の侵食、高波防止、津波対策等のための突堤、防波堤、消波工等の建設を国・県に要請し、その整備を図る。

（２）　海上輸送路確保のための漁港等施設整備を国・県に要請する。

２　高潮災害

市は高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合には、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に準じて避難情報を発令することとする。また、高潮浸水想定区域が指定された場合は、それを踏まえて避難情報の発令範囲をあらかじめ設定し、高潮警報等の伝達方法が記載されたハザードマップ等を配布するように努める。

第５節　　港湾漁港保全災害防除計画

本市は南北に長い海岸線の形態をなしており、市内の港湾、漁港（６港）は強風、台風時に高波を受けることから、一部は高潮対策や港湾、漁港整備がなされたが、引き続き、船舶の避難施設の保全対策として整備が必要であり、また、区域内の国・県道、市道、民家に対する防護対策として高潮対策事業等海岸保全整備を推進する必要がある。

市営漁港及び漁港海岸の区域内（宇佐美、富戸、八幡野、赤沢の４地区）における高潮、高波、暴風等による防災・減災対策として、発災後の港内障害物・海岸漂流物等の除去、応急復旧に必要な人員･資機材等の確保について建設業者との協定等によって連携強化に努めていく。

第６節　　山地災害予防計画

１　山腹崩壊危険箇所の予防治山工事の促進を図る。

２　山林の伐採時において必要に応じて再植林などの指導を行う。

３　市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区の情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等における土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化等を推進するものとする。

４　総合的な山地災害対策

毎年度、６月１日～１５日の治山パトロール等により既存の治山施設の点検や保安林の機能の状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

市は、県と共同するなどして、山地災害危険地区（資料編「山地災害危険区域一覧表」のとおり）の情報を市民に提供し、地域住民自らが避難する体制の支援を図るなどの減災に向けた取組みを進める。

第７節　　林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりでなく、地域の生活道路としての役割も求められ、また、近年、都市住民の森林への関心も高まり、今後、林道への通行車両の増大が見込まれているが、急峻な地形に開設されるため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第８節　　農地災害防除計画

本市の農業振興地域は、北部に宇佐美地区、中央部に伊東、小室地区、南部に対島地区の大別して４地区に区分出来るが、宇佐美には果樹園芸地帯、伊東、小室に果樹園芸と畑作地、対島では、田、果樹園芸地帯がある。

農地は急傾斜が多く生産基盤である土地基盤整備、特に農道、水路の改良に重点がおかれているが、農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、整備が必要である。また、防災重点農業用ため池について緊急連絡体制の整備を推進するとともに、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

第９節　　倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、暴風に伴う倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携、協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、県と連携し、災害の未然防止のため、森林保有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第１０節　　盛土災害防除計画

１　市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

２　市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。

３　市は、県が設置した不適切な盛土事案の課題解決を図るための「盛土等対策会議」地域部会等を通じ、県や関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第１１節　　避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保といった避難情報について、道路管理者、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、津波、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

１　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

（１）　市は、市域の地理的特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月）を踏まえ、洪水、土砂災害、高潮に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

風水害対策に係る具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、水位周知河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

（２）　市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努める。

（３）　市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努める。

２　住民への周知・意識啓発

（１）　市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から市民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（２）　市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

（３）　市は、市民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における市民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第１２節　避難誘導体制の整備計画

市は、水防機関等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

また、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第１３節　　防災知識の普及計画

原則として、共通対策編　第２章災害予防計画　第９節「防災知識の普及計画」及び本章第１１節「避難情報の事前準備計画」２　住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

１　浸水想定区域、避難所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するよう努め、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

　また、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する。

　加えて、中小河川等による浸水に対応したハザードマップ等の作成についても、関係機関が連携しつつ、作成・検討を行う。

２　土砂災害警戒区域、避難所、避難路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

第１４節　　自主防災活動

（共通対策編　第２章災害予防計画　第１３節「自主防災組織の育成」及び第１４節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第３章　　災害応急対策計画

第３章　　災害応急対策計画

第１節　　総則

１　主旨

この計画は、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施及び風水害に対する市の対応を定め、もって管下の各河川、海岸の洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編　第３章「災害応急対策計画」による。

第２節　　組織計画

（共通対策編　第３章災害応急対策計画　第２節「組織計画」に準ずる。）

第３節　　情報収集・伝達

（共通対策編　第３章災害応急対策計画　第４節「通信情報計画」に準ずる。）

第４節　　広報活動

（共通対策編　第３章災害応急対策計画　第５節「災害広報計画」に準ずる。）

第５節　　水防計画

１　主旨

この計画は、災害対策基本法及び水防法の主旨に基づき、河川、海岸の洪水又は高潮による災害を警戒し防御するための水防体制の基準を定めることを目的とし、別冊「伊東市水防計画書」によって水防活動の基準を定める。

（１）　水防組織及び水防本部の設置に関すること。
（２）　非常配備に関すること。
（３）　水防活動に関すること。（避難のための立ち退きも含む）
（４）　相互協定及び応援、出動要請に関すること。
（５）　重要水防区域及び危険箇所に関すること。
（６）　設備資機材等の整備確保に関すること。
（７）　通信連絡に関すること。（避難のための立ち退きも含む）
（８）　雨量及び水位の観測通報に関すること。
（９）　費用負担等に関すること。
(10)　その他水防事務等に関すること。

第６節　　水防に関する予警報

１　水防活動の注意報、警報等

静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報等をもって水防活動用に代えるものとし、市はこれを受領したときは関係機関との情報共有に努めるものとする。

２　水位周知河川における水位到達情報

（１）　洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重大な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省または県は、特別警戒水位（氾濫危険水位）という基準を定め、この水位に達した場合、県は水防管理者、量水管理者にその情報に関する事項を通知する。

（２）　市は、水位周知河川である伊東大川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達し、県より通知を受けたときは、関係機関と情報共有し、避難情報等の発令に努める。

３　道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（「復旧・復興対策」については、共通対策編　第４章「災害復旧計画」によるものとする。）